

2006年度 東北大学法科大学院入学試験
試験科目：民事訴訟法（40分）

問題

民事訴訟法 114 条 1 項の「主文に包含するものに限り」とは、どういう意味か。以下の 3 つの事例を比較しながら、答えなさい。

(ア) 家主 X は、借家人 Y に対して、100 万円の賃料請求訴訟（訴訟物は P 債権）を提起したが、Y は、Y が X に対して有する 150 万円の売掛金債権（Q 債権）をもって P 債権と相殺するとの抗弁をなし、Y の抗弁が認められて、請求棄却の確定判決がなされた（前訴判決）。ところが、Y は、新たに訴訟を提起して、X に対して、Q 債権に基づいて 150 万円の支払を請求した（後行訴訟）。

(イ) 地主 X は、借地人 Y に対して、「Y は X に対し、金 100 万円と引換えに、本件建物を収去して本件土地を明け渡せ」との確定判決を得た（前訴判決）。そこで、Y は、任意で建物を収去し土地を明け渡した後、X に対して、100 万円の給付訴訟を提起した（後行訴訟）。

(ウ) 債権者 X は、債務者 A に対して、500 万円の貸金返還請求訴訟を提起した。ところが、訴訟の係属中に被告の A が死亡したため、A の唯一の相続人 Y が受継したところ、Y は限定承認の抗弁を提出し、これが容れられ、「Y は X に対し、相続財産の範囲内で金 500 万円を支払え」との判決が確定した（前訴判決）。その後、X は、Y が前訴係属当時に相続財産の一部を処分しており、民法 921 条 1 号によって単純承認があったものと主張して、Y を被告として、500 万円の単純給付判決を求める訴えを提起した（後行訴訟）。